

葛飾区子ども・若者支援地域協議会委員名簿

令和8年2月24日時点

No.	区分	氏名	職名	関係機関及び団体等の名称 (選出区分)
1	学識経験者 【会長】	藤岡 孝志	日本社会事業大学 名誉教授	社会学、児童福祉全般等の学識を有する者
2	教育	田代 淳	葛飾区立小学校長会 花の木小学校 校長	葛飾区立小学校長会
3		角南 忠義	葛飾区立中学校長会 新小岩中学校 校長	葛飾区立中学校長会
4		平柳 伸幸	東京都立農産高等学校 校長	区内都立高等学校長
5		高島 由紀子	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課主任指導主事	東京都教育庁地域教育支援部
6		福祉	市村 静子	葛飾区民生委員児童委員協議会 会長職務代理 新宿地区 民生委員児童委員協議会 会長
7	齊藤 真弓		葛飾区私立学童保育クラブ連盟 相談役	葛飾区私立学童保育クラブ連盟
8	佐藤 孝平		社会福祉法人共生会 希望の家 施設長	区内児童養護施設
9	小堀 あゆみ		社会福祉法人のゆり会 のぞみ発達クリニック所長	区内障害児通所施設
10	保健・医療	永友 祥子	葛飾区医師会小児保健部運営委員会副委員長	一般社団法人葛飾区医師会
11		加藤 想玄	公益社団法人葛飾区歯科医師会 公衆衛生担当 理事	公益社団法人葛飾区歯科医師会
12	矯正・更生保護	小高 喜代栄	葛飾区保護司会	葛飾区保護司会
13	雇用	鈴木 玲子	墨田公共職業安定所 職業相談部長	墨田公共職業安定所
14	健全育成	小林 和博	葛飾区自治町会連合会 副会長	葛飾区自治町会連合会
15		長崎 高子	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会 総務 葛飾区青少年育成南綾瀬地区委員会 会長	葛飾区青少年育成地区委員会 会長連絡協議会
16		中山 芳子	葛飾区青少年委員会 副会長	葛飾区青少年委員会
17		江良 ヒデ子	葛飾区子ども会育成会連合会 会長	葛飾区子ども会育成会連合会
18		篠原 淑子	かつしか子育てネットワーク	かつしか子育てネットワーク
19	葛飾区	鈴木 雄祐	葛飾区子育て支援部長【副会長】	
20		長南 幸紀	葛飾区政策経営部長	
21		吉田 峰子	葛飾区産業観光部長	
22		新井 洋之	葛飾区福祉部長	
23		清古 愛弓	葛飾区健康部長	
24		中林 貴紀	葛飾区児童相談部長	
25		山梨 智弘	葛飾区教育委員会事務局 学校教育担当部長	

令和 8 年度葛飾区予算案概要について

1 趣旨

葛飾区子ども・若者支援協議会設置要綱第 2 条の所掌事項にのっとり、令和 8 年度葛飾区予算案概要を用いて、本区の来年度の子ども・若者に対する支援に関する事業について報告をするもの

2 報告事業について

別紙 1 - 1 のとおり

※報告事業については、令和 8 年度葛飾区予算案概要のうち、葛飾区子ども・若者総合計画に位置付けられている事業を抜粋し掲載している。

3 令和 8 年度葛飾区予算案概要の全体版について

区公式ホームページ (<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000085/1006293/1041034.html>) のとおり



▲ 二次元コード

葛飾区子ども・若者総合計画

令和8年度予算案概要

基本方針1 若者や子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるよう支援します

産後ケア事業の充実【86ページ】
<p>【事業概要】 産後の健康管理や授乳などに不安を抱える産婦に対して、実施施設や産婦の自宅で心身のケアや授乳指導、育児支援を実施します。 産後ケア事業を必要とする産婦がケアを受けることで、安心して子育てできるよう支援します。</p> <p>▶</p> <p>【取組の方向性】 誰もが安全で質の高い産後ケア事業を受けられるよう、実施施設の拡大や、サービスの見直しを行います。</p>

産後ケア事業の充実【36ページ】
<p>母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み健やかな育児ができるよう、母子とその家族を支援します。 8年度は、通所型・居宅訪問型において、多胎児を養育する母親の利用上限回数を引き上げます。また、産婦健康診査について、都内共通受診方式を導入し、産後ケア事業の充実を図ります。</p> <p>【予算額】379百万円</p>

ゆりかご葛飾の推進【86ページ】
<p>【事業概要】 妊娠初期の面談（ゆりかご面接）から、子どもの就学前までの継続的な支援を行います。 区民に身近な保健センターや子ども未来プラザなどで、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う教室や講座等を行い、母親や父親などの出産や育児の不安軽減を図ります。 乳幼児健康診査や母子を支える様々な事業を通して、親子の心身の健康の保持増進を図ります。必要な場合は、医療機関等と連携し継続的な支援を行います。</p> <p>▶</p> <p>【取組の方向性】 全ての妊産婦から就学前までの子育て家庭の相談支援体制を充実させ、子育てを孤立させない地域づくりを進めます。子育て家庭の日常的な困りごとや悩みを早期に把握して予防的支援の体制について検討・実施します。</p>

ゆりかご葛飾の推進【36ページ】
<p>妊娠初期の面談（ゆりかご面接）や乳幼児健康診査など、親と子を支える事業を通して、関係機関と連携しながら、就学前までの継続的な支援を行います。 区民に身近な保健センターや子ども未来プラザ等で、親と子の心身の健康の保持増進を図るための教室・講座等を実施します。また、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行うほか、遊びなどの活動の中で気軽に相談に応じます。 8年度は、母子保健部門と児童福祉部門を一体的にマネジメントする「こども家庭センター機能」を整備し、両部門の連携を強化することで、妊娠期から子どもが成人するまでの期間において更に切れ目のない支援を行っていきます。</p> <p>【予算額】318百万円</p>

こども家庭センター機能の整備【90ページ】
<p>【事業概要】 母子保健部門と児童福祉部門が協働チームを組み、妊娠期からの全数面接や支援が必要な方へのサポートプランの作成などを行う体制を構築し、継続して支援します。</p> <p>▶</p> <p>【取組の方向性】 令和8年度の運用開始を目指し、要支援妊婦や要支援親子の全数を把握し、切れ目のない支援を行うための検討等を進めます。</p>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業【13ページ】
<p>区民一人一人が、それぞれの希望に応じて「仕事」と子育て・介護・地域活動などといった「仕事以外の生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、企業への支援及び区民向け講座の開催や情報誌の作成・配布、イベントでの啓発活動を実施します。</p> <p>(1)企業への支援 ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣 企業向けセミナー ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度</p> <p>(2)区民向け講座 ワーク・ライフ・バランス講座・講演会 男性の家庭生活支援講座・講演会</p> <p>(3)情報誌 (4)情報提供・啓発 産業フェア出展</p> <p>【予算額】3.4百万円</p>

男性の家庭生活への参画支援事業【93ページ】
<p>【事業概要】 男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。</p> <p>▶</p> <p>【取組の方向性】 子どもが生まれる前や育児等、子どもの成長に合わせ男性を応援する講座・講演会等を開催します。</p>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業【13ページ】
<p>区民一人一人が、それぞれの希望に応じて「仕事」と子育て・介護・地域活動などといった「仕事以外の生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、企業への支援及び区民向け講座の開催や情報誌の作成・配布、イベントでの啓発活動を実施します。</p> <p>(1)企業への支援 ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣 企業向けセミナー ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度</p> <p>(2)区民向け講座 ワーク・ライフ・バランス講座・講演会 男性の家庭生活支援講座・講演会</p> <p>(3)情報誌 (4)情報提供・啓発 産業フェア出展</p> <p>【予算額】3.4百万円</p>

葛飾区子ども・若者総合計画

子ども未来プラザの整備【94ページ】
<p>【事業概要】 子ども及び保護者に対し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設を整備します。</p>
<p>【取組の方向性】 施設老朽化に伴う建て替えにあたり、子育て支援施設の拠点として、子ども未来プラザを整備します。 また、遊びや学びを通じたイベントや日常の活動に工夫を凝らし、利用者が気軽に訪れることができる環境を整えることで、地域の親子を幅広く呼び込むとともに、地域団体や行政機関等とのネットワークを構築することで、様々な支援や相談につなげます。</p>

乳児等通園支援事業【95ページ】
<p>【事業概要】 0歳6か月から満3歳未満で教育・保育施設等に通っていない乳幼児を対象に、月一定時間を上限に、遊びや生活の場を提供します。 また、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談を行うとともに、子育てについての情報提供や助言等を行います。</p>
<p>【取組の方向性】 令和8年度の実施に向けて、実施方法等の検討を行います。</p>

一時預かり事業【96ページ】
<p>【事業概要】 保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュ等をする場合に、保育所等で一時的に子どもを保育します。 また、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合には、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育する訪問型一時保育を実施します。 子どもを家庭で保育する保護者に対しては、利用料の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図ります。</p>
<p>【取組の方向性】 一時預かり事業については、本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、必要な定員を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。 また、訪問型一時保育事業を実施する保育所への支援や、一時保育利用料の助成を継続することで、子育てしやすい環境づくりを進めます。 さらに、安定的な運営の確保のために、運営費の加算等の見直しも検討していきます。</p>

時間外保育事業【101ページ】
<p>【事業概要】 保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育します。</p>
<p>【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保し、保護者が安心して利用できる保育環境を維持します。</p>

私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業【102ページ】
<p>【事業概要】 私立幼稚園・認定こども園で通常の教育時間外や夏休み等に子どもを預かります。</p>
<p>【取組の方向性】 本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、実施施設を継続的に確保します。 また、多様な保育ニーズに対応するため、実施日数や実施時間の拡大を図るなど、より使いやすい預かり保育事業を実施していきます。</p>

令和8年度予算案概要

子ども未来プラザの整備【37ページ】
<p>子育て支援の拠点となる子ども未来プラザを整備し、妊娠期から成人するまでの全ての子どもとその家庭への支援に取り組むとともに、配慮を必要とする子どもや保護者への支援を充実させます。また、区民に身近な場所で、気軽に相談したり仲間づくりができる環境を整えるとともに、地域団体や行政機関等とのネットワークを構築することで、地域の子育て力向上に寄与します。</p> <p>(1) (仮称)子ども未来プラザ小菅 開設予定：未定 (2) (仮称)子ども未来プラザ白鳥 開設予定：令和9年度後半</p> <p>【予算額】457百万円</p>

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【38ページ】
<p>全ての子どもの育ちを支援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度」を実施します。</p> <p>【予算額】623百万円</p>

使いやすい預かり保育の充実【38ページ】
<p>保育施設における延長保育の実施や、私立幼稚園等における教育時間前後や三季休業中の預かり保育の実施、使いやすい一時保育の仕組みの構築を通じて、多様な働き方への対応はもとより、子どもの集団保育の経験や親のリフレッシュ、レスパイトを目的とした利用など、子どもの最善の利益の実現を図りながら、保育施設利用者、幼稚園利用者、家庭で子どもを保育する保護者、それぞれが使いやすい預かり保育を実現します。</p> <p>【予算額】777百万円</p>

葛飾区子ども・若者総合計画

葛飾区優良集合住宅整備事業（子育て型）【97ページ】

【事業概要】

次世代に継承することができる良好・良質な住まいづくりを推進するため子育てに配慮した機能を備え、安心して子育てできる住宅を認定し、助成します。

【取組の方向性】

事業認知度の向上に努め、子育て世帯の安全で健やかな住生活の実現、子育て世帯の人口流入を図ります。

歩道勾配改善事業【97ページ】

【事業概要】

妊婦や幼児、ベビーカーを使用する方々を含め、誰もが安全で快適に通行できるように、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。

【取組の方向性】

引き続き、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の勾配を改善し、歩道部の平坦性を確保します。

指導検査の実施【107ページ】

【事業概要】

教育・保育の質を確保、向上していくため、教育・保育施設に対し、児童福祉法等に基づく指導検査を行います。

【取組の方向性】

保護者がより安心して認可保育所や認定こども園、幼稚園等に子どもを預けられるようにするため、指導検査を着実に実施します。

保育士等の確保・定着に向けた総合的な取組【108ページ】

【事業概要】

私立保育所等における保育士等の確保と定着を図るため、就職フェアや就職相談、人材確保・定着につながる施設長向けセミナーを開催するとともに、保育士資格の取得支援や保育士等の宿舍借上支援等を実施します。

【取組の方向性】

就職フェアの開催や宿舍借上支援等を引き続き実施するとともに、養成校訪問の積極的な実施により私立保育所等における保育士等の確保を支援します。

就学前教育の質向上の推進【107ページ】

【事業概要】

区内子育て施設における就学前教育の質向上に向けた支援を行うことで、幼児一人一人の生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、人生におけるウェルビーイングの向上につなげます。

【取組の方向性】

区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をもらう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上をめざす取組を推進します。
また、各園の特色ある幼児教育の取組を支援し、好事例の横展開を図るほか、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を支援します。

令和8年度予算案概要

良質な住宅の確保【58ページ】

子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に暮らすことができる良質な住宅を確保するため、分譲マンションの管理適正化の推進、子育て世帯向けの設備や防災機能を備えた良質な集合住宅の誘導、高齢者向け優良賃貸住宅の移行を含めたセーフティネット専用住宅への支援を進めます。

8年度は、外壁剥落等の危険な状態にあるマンションを把握し、適切な管理を促すため、外観調査を実施します。

【予算額】65百万円

歩道勾配改善事業【15ページ】

高齢の方、車いすやベビーカーを利用する方等の通行者の多い駅周辺道路や主要な道路を対象に、歩道の段差や勾配等を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。

8年度は、西亀有四丁目及びお花茶屋二丁目での整備工事業計画の改定などを実施します。

【予算額】220百万円

総合的な保育充実支援【39ページ】

質の高い保育の提供をめざすため、保育人材の安定的な確保や、保育士等の経済的負担軽減の支援により、保育士等の働く環境を改善することで人材の定着を図るほか、指導検査の効果的な実施など総合的な保育の充実につながる取組を実施します。

8年度は、保育施設で実施している就職フェアを幼稚園等の教育施設に広げて実施するほか、宿舍借上支援事業の補助対象を拡大し、より一層、総合的な保育の充実につながるよう取組を強化します。

(1)就職フェア・就職相談等の実施

就職フェアの実施、保育士募集パンフレットの作成により、葛飾区で保育士等として働く魅力を発信するとともに、就職相談を積極的に実施することで、保育施設等への就職を支援し、人材の確保を図ります。

(2)保育士・幼稚園教諭奨学金返済支援事業等

奨学金返済支援事業や宿舍借上支援事業等の実施により、保育士・幼稚園教諭等の経済的な負担を軽減し、葛飾区で働く魅力づくりにつなげることで、人材の確保と定着を図り、保育施設等が充実した保育を実施する支援を行います。

(3)指導検査体制の強化

効果的な指導検査を行うため、保育施設の会計に精通した公認会計士等を活用し、職員へのスキルアップを図るとともに検査の精度を高め、安定した保育運営の支援を行います。

【予算額】777百万円

就学前教育の質向上の推進【38ページ】

区内の教育・保育施設を対象に、日常の保育を他園の保育者に見学してもらう公開保育を実施し、前向きな意見やアドバイス等をもらう取組を支援することで、各園が相互に学び合いながら就学前教育の質の向上をめざす取組を推進します。

また、私立幼稚園、認定こども園の特色ある幼児教育の取組を支援し、公私・施設類型の枠組みを越えて好事例の横展開を図るほか、保育施設等における乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を、東京都の「とうきょうすくわくプログラム推進事業」38を活用し支援します。

8年度は、特色ある幼児教育の補助対象を拡大し、他園の取組を参考にして自園で実践する取組等に対しても補助することで、好事例の更なる横展開を図ります。

【予算額】129百万円

葛飾区子ども・若者総合計画

基本方針2 就学後の子どもや若者の健やかな成長を支援します

総合的な学力向上事業【123ページ】

【事業概要】

これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともに、子ども一人一人の学びの充実、授業の充実、教員の指導力向上を図ります。

【取組の方向性】

ICT活用による子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、主体的に学びに向かう力を伸ばす協働的な学びの充実を進めます。
また、教員の指導力向上や、PDCAサイクルに基づいた授業改善の取組を推進します。
さらに、小学校の学習指導補助員の配置、中学校における自学自習の取組、デジタル教材を活用した取組を総合的に進めます。

総合的な学力向上事業～次代に活躍する人材の育成～

【43ページ】

これまでの学力向上の取組を更に発展させるとともに、ICTの活用による子ども一人一人の個別最適な学びの実現や、情報活用能力の向上のための取組を進めます。

また、ICTを活用した教員の指導力向上や、PDCAサイクルに基づいた授業改善の取組を推進します。

さらに、小学校への学習指導補助員の配置、中学校における家庭学習の取組、タブレット端末を活用した自学自習等の取組を総合的に進めます。

8年度は、「読み解く力」を育むことをめざし、7年度に導入した新聞記事を教材としたワークシートの対象学年を、小学5年生から中学3年生までに拡大します。

また、かつしかチャレンジプログラムの取組に、学習センター（学校図書館）を活用し、読む力及び情報活用能力を高め、探究的な学びに取り組むコースを新設します。

【予算額】135百万円

体力向上のための取組【123ページ】

【事業概要】

子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取組を推進します。

【取組の方向性】

体力調査結果を基に、「かつしかっ子体力アッププログラム」を策定し、小・中学校で取り組みます。
また、体育の授業を充実させることで、運動好きの子どもの育成と体力の向上を図ります。

体力向上のための取組【44ページ】

子どもの体力の一層の向上のため、引き続き「かつしかっ子体力アッププログラム」を実施し、子どもが学校で運動する機会を増やします。また、小学1年生の体育の授業において、外部指導員と連携し、基本的な体の動きを楽しく身に付ける「小学校体力向上プログラム」を、中学校の保健体育の授業において、外部有識者と連携し、体を動かす楽しさや心地よさを味わえる「中学校体力向上プログラム」を実施します。

【予算額】7百万円

教育情報化推進事業【125ページ】

【事業概要】

これからの時代に求められる資質・能力を確実に身に付けることができる学校教育を実現するため、学校におけるICT環境の整備や授業及び校務におけるICTの活用等、教育の情報化の推進を図ります。

【取組の方向性】

学校におけるICT環境の充実やICT推進体制の確保等に取り組み、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」や教員の働き方改革等、教育DXの推進に取り組んでいきます。

教育情報化推進事業【44ページ】

人工知能(AI)やビッグデータ、IoT等の高度な技術が社会を大きく変えていく中で、未来の創り手となる子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を確実に身に付けることができるよう、学校におけるICT環境の充実やICT推進体制の確保等に取り組み、ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」や教員の働き方改革等、教育DXの更なる推進を図ります。

8年度は、中学校において普通教室の大型提示装置の入替を行うなど、ICT環境の充実を図り、授業等の学習活動で更にICTの活用を推進します。

さらに、小学校のプログラミング教材を更新するほか、かつしかチャレンジプログラムにおいては「プログラミングコース」の拡充を図り、プログラミング教育の充実にも取り組みます。

【予算額】2,176百万円

いじめ防止対策プロジェクト【129ページ】

【事業概要】

区、学校、地域が連携・協力して、いじめ防止の徹底を図ります。

【取組の方向性】

「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を活用し、学校におけるいじめ認知の意識を高めるとともに、授業や保護者会等において子ども・保護者への周知を進めることで、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を図ります。
いじめの兆候が見えた場合は、当該学校において、速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、早期に組織的な対応を行います。
また、区がいじめ発生の報告を受けた段階で速やかに学校と連携して対応する体制を整え、いじめの解消率の向上を図るほか、教育委員会に弁護士資格を持つ職員を配置し、複雑化するいじめの問題に学校が迅速かつ適切に対応するための支援を行います。
さらに、葛飾区いじめ問題対策連絡協議会において関係機関との連携を図るとともに、葛飾区教育委員会いじめ問題対策委員会においていじめ防止のための実効的な対策を協議します。

いじめ防止対策プロジェクト【46ページ】

区、学校、地域が連携・協力していじめ防止の徹底を図るほか、「葛飾区いじめの未然防止・早期発見・早期対応スタンダード」を活用し、いじめの兆候が見えた場合は、当該学校において速やかに学校いじめ対策委員会で協議し、初動の段階から組織的な対応を行います。

8年度は、弁護士を講師とする研修を実施し、管理職や教職員の対応力向上と法的責任の理解を深めます。

【予算額】6百万円

葛飾区子ども・若者総合計画

日本語指導の充実【131ページ】

【事業概要】

来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行うにほんごステップアップ教室を2教室運営します。
また、授業に必要な日本語の指導を要する児童・生徒を対象とした日本語学級を運営します。
さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、日本語通訳を派遣します。

【取組の方向性】

海外からの転入者が増加しているため、今後、にほんごステップアップ教室や日本語学級の増設について検討します。
また、にほんごステップアップ教室と日本語学級の連携を深めます。
さらに、同時翻訳機の導入を検討します。

不登校対策プロジェクト【131ページ】

【事業概要】

様々な要因により、登校できない状態にある児童・生徒に対して、ふれあいスクール明石を運営し、自発的な学習や体験的な学習の場を提供するとともに、心理専門員による一人一人の状況に応じた支援を行います。
登校はできるものの、教室に入ることができない児童・生徒の支援をするため、支援員を配置した校内サポートルームを設置します。
教員経験者と心理専門員が、各学期に1回以上各学校を訪問し、不登校やその傾向にある児童・生徒の状況把握を行い、個々の状況に応じた支援策を学校と協議します。

【取組の方向性】

不登校児童・生徒数は年々増加しているため、ふれあいスクール明石の入室対象とする学年の拡大、バーチャルラーニングプラットフォーム事業の参加を実施し、児童・生徒、保護者、学校が選択できる登校支援策を広げます。
また、中学校における校内サポートルームを令和8年度までに全中学校に設置し、小学校における設置増を検討します。
さらに、不登校児童・生徒への対応を取りまとめた「葛飾区不登校児童・生徒支援スタンダード」を発行し、各学校が不登校児童・生徒に寄り添った支援を行えるようにするとともに、不登校の未然防止及び早期支援を図っていきます。

ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会【135ページ】

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスの実践に向けて、その意識やライフイベントに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。

【取組の方向性】

ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるため、介護や働き方の見直し等、対象・課題に応じた講座等を実施します。

ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発【135ページ】

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける啓発活動等を行います。

【取組の方向性】

一人一人がライフスタイルや人生の各段階に応じた生活を充実できるように、ワーク・ライフ・バランスの意義を子どもも含め、広く区民や企業に周知するため、参加者が参加しやすい工夫をする等、理解を深めるための活動を行います。

令和8年度予算案概要

日本語指導の充実【45ページ】

来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣を身に付ける必要がある子どもに対して、日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を実施します。また、「日本語学級」において、授業に必要な日本語の指導を行います。さらに、日本語の理解が十分でない子ども及びその保護者と教職員との間の意思疎通を円滑に行えるよう、日本語通訳を派遣します。
8年度は、「にほんごステップアップ教室」の3教室目を金町地域に開設するとともに、一部の日本語学級及び日本語指導加配教員設置校に「日本語指導講師」を派遣し、増加する日本語指導の需要への対応を図ります。
また、学習支援用翻訳サービスを試行的に4校で実施します。

【予算額】96百万円

不登校対策プロジェクト【46ページ】

登校できない状態にある子どもを支援する「ふれあいスクール明石」の運営や教室に入ることができない子どもを支援する「校内サポートルーム」の設置、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した支援など、一人一人の状況や課題に応じた様々な支援策を講じ、学校や総合教育センターが家庭と連携して子どもの将来に向けた社会的な自立を支援します。
8年度は、「校内サポートルーム」の運営を全中学校にて開始します。
また、「登校サポーター」については、配置校を小学校2校から3校に拡大します。
さらに、ゆとりある生活時程の中で、生徒一人一人の実態に応じた支援を行う学級である「チャレンジクラス」を双葉中学校に設置します。

【予算額】140百万円

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業（再掲）【13ページ】

区民一人一人が、それぞれの希望に応じて「仕事」と子育て・介護・地域活動などといった「仕事以外の生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、企業への支援及び区民向け講座の開催や情報誌の作成・配布、イベントでの啓発活動を実施します。

- (1) 企業への支援
 - ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣
 - 企業向けセミナー
 - ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度
- (2) 区民向け講座
 - ワーク・ライフ・バランス講座・講演会
 - 男性の家庭生活支援講座・講演会
- (3) 情報誌
- (4) 情報提供・啓発 産業フェア出展

【予算額】3.4百万円

葛飾区子ども・若者総合計画

<p>雇用・就業マッチング支援事業【136ページ】</p> <p>【事業概要】 区の無料職業紹介所の「しごと発見プラザかつしか」において、区内事業所の人材確保や定着支援及び求職者の就労支援を行います。</p> <p>【取組の方向性】 区民のキャリアアップと就労を支援するため、専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保の相談を行い、収集した求人情報などを区民に紹介し、就労を支援します。 また、求職者に個別カウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行います。</p>
<p>中小企業・若者マッチング事業【136ページ】</p> <p>【事業概要】 若者と区内中小企業とのイベント等を通じてマッチングを図り、区内中小企業の人材確保及び定着支援を行います。</p> <p>【取組の方向性】 「しごと発見プラザかつしか」において、若者・企業交流イベント及び企業訪問（オープンカンパニー）を実施します。</p>

<p>くらしのまるごと相談事業【140ページ】</p> <p>【事業概要】 高齢・障害・子ども・生活困窮等、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、①ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、個人や世帯、家族が抱える多様な課題をまるごと受け止める「くらしのまるごと相談窓口」の設置、②自ら相談することが難しい方等に訪問等により積極的に働きかけるアウトリーチ等事業、③すぐに解決が困難な世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する伴走支援、④複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による連携支援、⑤地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する参加支援の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援体制を構築します。 さらに、これらの個別支援を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応や、地域活動の支援について、分野横断的に検討を実施します。</p> <p>【取組の方向性】 くらしのまるごと相談窓口や、アウトリーチ、伴走支援、支援関係機関による連携支援、地域参加支援等の支援事例を積み重ね、全庁の部署や地域の支援関係機関が連携して、全ての人の健康・福祉・貧困の防止等に取り組んでいきます。</p>

<p>生活困窮者自立支援事業【140ページ】</p> <p>【事業概要】 就労の状況、心身の状況等により、経済的に困窮している若者等の状況に応じて、アウトリーチ（訪問支援）の積極的な活用を含め、相談に乗り、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整、住居確保給付金の支給等を行うことで、自立の促進を図ります。</p> <p>【取組の方向性】 引き続き経済的に困窮している若者等に対し、自立相談支援窓口にて自立相談や就労準備・家計改善に向けた支援を行うほか、住居確保給付金の支給といった様々な支援を実施しながら、相談者の状況に応じて「くらしのまるごと相談窓口」とも連携して経済的自立を促進していきます。</p>

令和8年度予算案概要

<p>雇用支援事業【101ページ】</p> <p>求人中の区内事業者の人材確保を支援するため、専門職員が区内企業を訪問し、求人票の書き方や自社HPでのPR方法等の支援を行うとともに求人情報の収集を実施します。 また、求職者に対して個別カウンセリングや適職診断等を実施し、現実的な就職に結びつく求人紹介を行います。 さらに、葛飾の産業を担う人材確保のため、若者・女性・シニア・就職氷河期世代の就職を支援します。 加えて、区内事業所における働きやすい職場環境づくりや就業規則の作成・改正に関する支援を行い、人材確保・人材定着のための環境整備を推進します。 (1)雇用支援事業 (2)人材確保・定着支援事業費助成</p> <p>【予算額】80百万円</p>
--

<p>くらしのまるごと相談事業【22ページ】</p> <p>高齢・障害・子ども・生活困窮等の分野における、世帯の様々な悩みを総合的に受け止め、その人らしく地域で暮らしていけるよう支援するため、ヤングケアラーやダブルケア、8050問題等、多様な課題をまるごと受け止める「くらしのまるごと相談窓口の運営」、自ら窓口に向いて相談することが難しい方に訪問等により積極的に働きかける「アウトリーチ等事業」、課題を有する世帯等に寄り添いながら継続的な関わりを実施する「伴走支援」、複数の課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対する支援関係機関による「連携支援」、地域のボランティア団体等の活動への参加を調整する「参加支援」の5つの取組を中心に、一人一人の実情に寄り添った支援を行います。 さらに、これらの取組を分析し、既存の支援策で対応できない課題への対応について分野横断的に検討します。 8年度は、8050問題に代表されるような、ひきこもりなどの「社会的孤立」に関する課題に対応するため、地域に根差して事業を展開している強みをもつ葛飾区社会福祉協議会に、地域づくりに向けた支援など事業の一部を委託し、協働して取組を進めていきます。</p> <p>【予算額】1.3百万円</p>
--

<p>生活困窮者自立支援事業【26ページ】</p> <p>生活困窮者からの相談に対し、専門の相談員が一人一人の状況に応じた支援計画を作成し、就労支援や家計改善、住居確保給付金の支給など、アウトリーチ（訪問支援）も活用しながら、継続的に自立に向けた支援を行います。 さらに、複合的な課題を抱えた世帯等については、くらしのまるごと相談窓口と連携して、世帯全体での自立に向けて支援してまいります。</p> <p>【予算額】179百万円</p>

葛飾区子ども・若者総合計画

若者支援体制の整備【141ページ】

【事業概要】

長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、相談窓口において、本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関への接続等に向けた適切な支援を行います。

【取組の方向性】

関係機関に連携するまでに、相談者に寄り添った継続的な支援が一定期間必要になることが多くあるため、相談支援だけでなく、相談者に応じた段階的な支援を実施していきます。

社会的養護経験者（ケアリーパー）への支援【141ページ】

【事業概要】

社会的養護を経験した児童等が、施設や里親のもとを離れた後に社会的自立ができるよう、進学や就職によって新たな生活を営むための経済的負担の軽減に対する支援に取り組むとともに、国が創設した社会的養護自立支援拠点事業における相談支援の実施に取り組みます。

【取組の方向性】

経済的負担の軽減に対する支援においては、令和7年度から実施し、社会的養護自立支援拠点事業における相談支援は、令和8年度の実施に向けて検討を行います。

令和8年度予算案概要

子ども・若者支援体制の充実【42ページ】

子ども・若者の健やかな成長を支えるため、家庭の経済状況や養育環境、ひきこもり状態、孤立など様々な事情を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け、関係機関や地域活動団体と連携して適切な支援を行います。

また、子ども・若者の安全・安心な生活を支えるため、高校中退の未然防止、高校中退者・進路未決定者への就学支援等を行うとともに、子どもの学習等の意欲を喚起する支援を行います。

8年度は、養育環境に課題を抱える子ども等に対し、居場所の提供や生活習慣の形成の支援等を行う児童育成支援拠点事業を実施する団体を対象に、運営費等を補助する助成制度を新たに創設します。

【予算額】76百万円

社会的養護自立支援拠点事業【41ページ】

児童養護施設や里親などのもとを離れた社会的養護経験者（ケアリーパー）等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を設けるとともに、必要な情報の提供、相談及び社会的養護経験者等の支援に関する関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施します。

【予算額】8百万円

葛飾区子ども・若者総合計画

基本方針3 困難な状況に置かれている子ども・若者やその家庭を支援します

<p>区内事業所と連携した障害者就労の促進【146ページ】</p> <p>【事業概要】 就労意欲のある障害のある方を対象に、一般企業等への就職支援や、就職後長く働き続けられるようにするための職場定着支援を行います。 また、区内や近隣における障害者就労の促進に取り組みます。</p> <p>【取組の方向性】 民間の就労支援事業所、ハローワーク、特別支援学校等との連携を強化し、就職及び職場定着のための支援体制の充実を図ります。 また、区内や近隣における障害者就労を促進するため、区内企業等に障害者雇用への理解を働きかけます。</p>
--

<p>発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実【150ページ】</p> <p>【事業概要】 (1)特別支援教室の充実 発達障害等のある児童・生徒に対する巡回指導を全小・中学校で実施します。 また、巡回指導教員、特別支援教室専門員、特別支援教育コーディネーター、学校管理職を対象とした研修の充実等により、専門性の向上を図り、実施体制を強化します。 (2)自閉症・情緒障害特別支援学級の設置 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童・生徒や、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である児童・生徒を対象とした固定式の特別支援学級を設置・運営します。</p> <p>【取組の方向性】 特別支援教育に携わる教職員を対象に、各職層・職種に応じた専門的な研修を実施し、支援が必要な子どもへの対応を充実させます。</p>
--

<p>高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費助成【162ページ】</p> <p>【事業概要】 様々な事情により高等学校を卒業していない方に対し、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座の受講費用の一部等を助成することで、より良い条件での就業につなげられるようにします。</p> <p>【取組の方向性】 より使いやすい助成制度となるように、状況に応じて支援メニュー等の見直しを図るとともに、対象の区民に情報が届くように周知していきます。</p>
--

令和8年度予算案概要

<p>区内事業所と連携した障害者就労の促進【33ページ】</p> <p>18歳以上の就労意欲を持つ障害のある方に対して一般企業への就職を支援するとともに、就職後も継続して働き続けることができるよう、就労支援事業所や就労支援機関と連携して職場定着のための取組を行います。 また、区内事業者に障害者雇用への理解を働きかけ、身近な地域での雇用機会の拡大を図ります。 さらに、障害のある方の就労意欲の向上と経済的な自立を後押しするため、自主生産品の製造を行う障害者施設が工賃向上に結びつく事業を展開できるよう支援するとともに、自主生産品販売所の運営支援や共同受注窓口のPR強化により、自主生産品の販売促進や作業受注の拡大を図ります。 (1)就労支援・障害者雇用の促進 (2)利用者工賃向上推進事業 (3)自主生産品販売所の運営支援</p> <p>【予算額】76百万円</p>
--

<p>発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実【45ページ】</p> <p>教員が巡回指導を行う「特別支援教室」を全ての小・中学校で実施します。また、多層指導モデル（デジタル版MIM）を全ての小学校で引き続き実施します。 8年度は、現在一部の小学校で試行導入している認知機能強化トレーニングアプリを全ての小学校の特別支援教室へ拡大し、発達特性のある児童が円滑な学校生活を送ることができるよう学習環境を整えます。 さらに、特別支援教室に通室している児童の保護者に向けて実施している「ペアレントトレーニング」の対象学年を、現行の小学1年生から3年生に加えて、小学4年生から6年生までの保護者も参加できるように、拡大して実施します。</p> <p>【予算額】218百万円</p>
--

<p>子ども・若者支援体制の充実（再掲）【42ページ】</p> <p>子ども・若者の健やかな成長を支えるため、家庭の経済状況や養育環境、ひきこもり状態、孤立など様々な事情を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け、関係機関や地域活動団体と連携して適切な支援を行います。 また、子ども・若者の安全・安心な生活を支えるため、高校中退の未然防止、高校中退者・進路未決定者への就学支援等を行うとともに、子どもの学習等の意欲を喚起する支援を行います。 8年度は、養育環境に課題を抱える子ども等に対し、居場所の提供や生活習慣の形成の支援等を行う児童育成支援拠点事業を実施する団体を対象に、運営費等を補助する助成制度を新たに創設します。</p> <p>【予算額】76百万円</p>
--

葛飾区子ども・若者総合計画

基本方針4 子ども・若者の安全を守り、安心して過ごせる環境を整えます

ヤングケアラー等支援事業【172ページ】

【事業概要】

関係各課が連携し、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援に取り組むとともに、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させるため、普及啓発ポスターを学校や関係機関等に配付するなど、周知啓発を行います。
また、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体への運営費の助成を行います。

【取組の方向性】

庁内で連携して支援に取り組むとともに、職員や区民、地域活動団体等向けにヤングケアラーの研修会や講演会を開催するほか、子どもに対してもヤングケアラーについて周知啓発を行います。

里親委託等推進事業【173ページ】

【事業概要】

社会的養護を必要とする子どもたちに、里親家庭という選択ができるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図ります。子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親を包括的に支援する体制を構築し、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保します。

【取組の方向性】

区内各種イベントでの普及啓発活動や里親制度に関する説明会を定期的実施し、里親制度についての理解を深めていただくための普及啓発及び里親のリクルート活動を行います。
子どもの最善の利益確保のため、里親家庭の状況に応じた適切な支援を実施します。
里親支援センターについては、令和8年度の設置に向けて検討を行います。

配偶者暴力防止事業【175ページ】

【事業概要】

配偶者等からの暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。
また、DVの早期発見と支援に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。

【取組の方向性】

DV被害者が早期に相談することで速やかに支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図ります。
また、DV防止について様々な角度から普及・啓発に取り組めます。

令和8年度予算案概要

ヤングケアラー等支援事業【42ページ】

本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話などを行っている子どもであるヤングケアラーについて、社会的認知度を向上させるための周知啓発や、ヤングケアラーとその家族への支援を行う団体へ運営費の助成等を通して、相談や支援につながりやすい環境を整えます。また、関係各課と連携し、必要に応じてヤングケアラーの負担軽減に資する支援策の拡充を検討します。

▶ 【予算額】1.4百万円

里親委託等推進事業【41ページ】

社会的養護を必要とする子どもたちが、家庭養育優先の原則のもと里親家庭という選択をできるように、里親制度に関する普及啓発と里親のリクルート活動を行い、里親登録数の向上を図ります。里親の登録に当たっては、葛飾区児童福祉審議会里親部会に諮問し、答申を受け、葛飾区里親登録基準に適した里親を登録します。

子どもたちが安心して里親家庭で生活できるように、里親養育包括支援（フォスタリング）事業について専門性をもつ民間事業者に委託し、里親を包括的に支援することで、里親と子どもを支え、子どもの最善の利益を確保します。里親、外部委員、関係機関職員による里親委託等推進委員会を設置し、里親登録数と里親委託の状況を共有し、適切に事業を実施します。

▶ 【予算額】46百万円

配偶者暴力防止事業【14ページ】

あらゆる暴力の防止に向けて、社会全体で取り組めるよう、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護に関する講座の実施や啓発資料を作成・配布するなど区民の意識向上を図るとともに、男女平等推進センター（配偶者暴力相談支援センター）では、DV被害者の支援を行います。

- ▶ (1) 配偶者等からの暴力相談（DV相談）の実施
実施回数 95回（週2日）
(2) DV防止・啓発事業
DV予防啓発カードの作成・配布
講座・講演会 4回

▶ 【予算額】3.0百万円

葛飾区子ども・若者総合計画

児童相談の充実【178ページ】

【事業概要】

複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難など子どもと家庭の相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供します。
また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。

【取組の方向性】

複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難などの子どもと家庭に関する相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させます。
また、新たな地域でショートステイ・トワイライトステイ事業の実施について検討するとともに、乳児を対象とした事業も検討し、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。

地域安全活動支援事業【182ページ】

【事業概要】

犯罪や事故の発生を減らし子ども・若者等の安全を守るため、警察署、地域団体、関係団体との連携を図りながら、子ども・若者等や地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全・安心な地域社会の形成を目指します。

【取組の方向性】

地域の自主的防犯活動の維持・活性化に向け、地域の状況に応じた防犯カメラの設置への支援や安全・安心情報メールによる犯罪・不審者情報の配信などにより、地域の防犯力向上を図ります。
また、関係機関と連携を図りながら、自転車の盗難防止対策や特殊詐欺被害の防止対策を推進します。

学校施設の改築【184ページ】

【事業概要】

子どもが安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにするため、学校施設の改築を進めます。

【取組の方向性】

少子化や再開発等による児童・生徒数の増減を踏まえ、通学区域の変更も視野に入れ、学校の適正規模を確保しながら学校改築事業を進めていきます。
学校改築を進めていくに当たっては、これまで実施してきた内容をしっかりと継続、改善するとともに、導入設備等の費用対効果を確認しながら、ZEB Readyを目標とした省エネルギー化、可能な限りの太陽光発電システムを設置します。
また、施設規模のコンパクト化・最適化を図り、新たな機能と改築経費のバランスが取れた整備を進めます。

令和8年度予算案概要

児童相談の充実【40ページ】

複雑化・深刻化する児童虐待や養育困難などの子どもと家庭に関する相談に対して、子ども総合センターが中核となり関係機関とのネットワークを更に深化させ、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた支援をこれまで以上に適切かつ迅速に提供します。
また、区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、子どもの安全確保など法に基づく専門的な支援を担う児童相談所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を強化します。

【予算額】127百万円

地域安全活動支援事業【71ページ】

犯罪や事故の発生を減らし区民の安全を守るため、関係団体との連携を図りながら、区民・地域への啓発・情報提供、各種犯罪の被害防止、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全な地域社会の形成をめざします。

8年度は、地域団体の設置が難しい主要道路に、区が40台の防犯カメラを設置することに加えて、自転車盗難対策として、若年層を中心とした啓発を拡充します。

【予算額】199百万円

学校施設の改築【47ページ】

良好な教育環境を維持するため、通学区域の変更等も視野に入れつつ学校の適正規模を確保し、地域とのつながりも重視しながら、学校施設の計画的な改築を推進します。

また、改築基本構想・基本計画の策定に当たっては学校別に懇談会を設け、学校や保護者、地域の方々などと意見交換をしながら進めます。

8年度は引き続き改築を進めます。

- (1)水元小学校
竣工予定：令和9年4月
- (2)道上小学校
竣工予定：令和9年2月
- (3)二上小学校
竣工予定：令和10年6月 ほか

【予算額】17,093百万円

葛飾区子ども・若者総合計画

令和8年度予算案概要

基本方針5 子ども・若者の成長を地域全体で支える環境を整え

企業向けセミナー【190ページ】
<p>【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。</p> <p>【取組の方向性】 若年層の定着支援を図るため、企業向けにセミナーを開催します。 ワーク・ライフ・バランスの推進には企業における取組が重要なため、取り組むメリットについて周知し、意識改革に取り組めます。</p>
事業所向け啓発情報誌の発行【190ページ】
<p>【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。</p> <p>【取組の方向性】 優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上等、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや取組方法等について周知し、啓発・意識改革に取り組めます。</p>
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定【190ページ】
<p>【事業概要】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、優れた取組をしている区内企業を認定します。</p> <p>【取組の方向性】 ワーク・ライフ・バランスの周知啓発とともに、認定を受けた際のインセンティブを設けより多くの企業の取組を推進します。</p>
ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業【190ページ】
<p>【事業概要】 区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー（社労士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。</p> <p>【取組の方向性】 より多くの企業にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業の趣旨について周知を図り、利用を促進します。</p>

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業（再掲）【13ページ】
<p>区民一人一人が、それぞれの希望に応じて「仕事」と子育て・介護・地域活動などといった「仕事以外の生活」の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることができるよう、企業への支援及び区民向け講座の開催や情報誌の作成・配布、イベントでの啓発活動を実施します。</p> <p>(1)企業への支援 ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣 企業向けセミナー ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度</p> <p>(2)区民向け講座 ワーク・ライフ・バランス講座・講演会 男性の家庭生活支援講座・講演会</p> <p>(3)情報誌 (4)情報提供・啓発 産業フェア出展</p> <p>【予算額】3.4百万円</p>

子ども・若者活動団体支援【192ページ】
<p>【事業概要】 社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する葛飾区内の子ども・若者（おおむね39歳まで）を対象に、子ども食堂や学習支援などの支援を行う地域活動団体に対し、活動の立上げに係る経費や運営経費の一部を助成することで、活動を支援します。 また、地域活動団体との連携を深めるための連絡会議を開催し、子ども・若者の適切な支援につなげます。</p> <p>【取組の方向性】 区と地域活動団体が連携を強化し、困難等を有する子ども・若者を適切に支援するため、地域活動団体に対して区や関係機関の事業紹介や研修等を実施していきます。</p>

子ども・若者活動団体支援【42ページ】
<p>社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する子ども・若者（おおむね39歳まで）を支援する地域活動団体の活動を支援するとともに、区と地域活動団体との連携を深め、子ども・若者の健全やかな育成を図ります。 8年度は、体験格差の解消を図るため、子どもの多様な体験機会を確保する活動に対する助成を拡充します。</p> <p>▶【予算額】39百万円</p>

葛飾区子ども・若者総合計画

部活動の地域連携・地域移行【196ページ】
<p>【事業概要】 学校部活動について、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の機会を確保するため、中学校部活動顧問指導員及び中学校部活動地域指導者を配置する地域連携を引き続き実施するとともに、地域のスポーツ・文化芸術団体等への移行を図ります。</p>
<p>【取組の方向性】 地域連携を引き続き実施するとともに、中学校部活動の地域移行に向けた協議会にて検討を進め、本区にふさわしい地域連携・地域移行を推進します。</p>

かつしか子ども応援事業【200ページ】
<p>【事業概要】 家庭の経済状況や養育環境等、様々な事情を有する子どもが、家庭や学校以外で安心して過ごすことができる場を提供します。また、保護者の子育ての悩み・不安に応じる養育支援や、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者への学び直し、就学支援等を行います。</p>
<p>【取組の方向性】 事業の対象者を明確にし、実施場所や実施内容等の見直しを含め、支援が必要な子どもを適切に支援ができるように再構築を行います。</p>

児童育成支援拠点事業【200ページ】
<p>【事業概要】 養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を提供するとともに、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、個別の支援を行います。</p>
<p>【取組の方向性】 ニーズ等を踏まえ、事業の実施について、検討を行います。</p>

地域の身近な公園の整備【200ページ】
<p>【事業概要】 児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。</p>
<p>【取組の方向性】 地域の身近な公園の整備に当たっては、子どもたちからの要望が多い遊びや活動が身近な公園でできるよう、小さな子どもが安心して遊べる遊具の設置やボール遊び専用広場等の整備を検討していきます。また、公園の新設や改修をする際は、設置する遊具等の選定に当たって、近隣の保育施設や小学校などの子どもたちの意見を参考にしていきます。</p>

令和8年度予算案概要

中学校部活動の地域展開【50ページ】
<p>生徒の豊かなスポーツ・文化活動の機会の確保に取り組みます。 7年度末に策定する、本区における部活動の地域連携・地域展開の基本的な考え方をまとめた推進方針に基づき、部活動の地域展開を導入した際の諸課題の抽出やその解決策を検証することを目的としたモデル事業を実施します。 また、学校の状況を踏まえ、引き続き部活動顧問指導員や外部指導者の配置充実を図ります。 8年度は、新たなモデル校において単独校モデル事業を実施するとともに、7年度から実施している中川中学校、四ツ木中学校での合同校モデル事業を継続して実施します。</p>
<p>【予算額】 39百万円</p>

子ども・若者支援体制の充実（再掲）【42ページ】
<p>子ども・若者の健やかな成長を支えるため、家庭の経済状況や養育環境、ひきこもり状態、孤立など様々な事情を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け、関係機関や地域活動団体と連携して適切な支援を行います。 また、子ども・若者の安全・安心な生活を支えるため、高校中退の未然防止、高校中退者・進路未決定者への就学支援等を行うとともに、子どもの学習等の意欲を喚起する支援を行います。 8年度は、養育環境に課題を抱える子ども等に対し、居場所の提供や生活習慣の形成の支援等を行う児童育成支援拠点事業を実施する団体を対象に、運営費等を補助する助成制度を新たに創設します。</p>
<p>【予算額】 76百万円</p>

地域の身近な公園の整備【79ページ】
<p>児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、有事には地域の防災活動拠点となる公園など、地域特性や利用者ニーズを踏まえ、地域活動などのレクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などに資する地域に必要とされる公園を整備します。</p>
<p>(1)白鳥北公園 開設予定：令和10年度 (2)(仮称)新小岩一丁目公園 開設予定：令和9年度 (3)(仮称)細田五丁目公園 開設予定：令和9年度 ほか</p>
<p>【予算額】 147百万円</p>

葛飾区子ども・若者総合計画

特色のある公園の整備【201ページ】
<p>【事業概要】 区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法としては、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。</p>
<p>【取組の方向性】 特色のある公園の整備に当たっては、ボール遊び専用広場など多様な遊びができることや交通ルールを学びながら乗り物に乗れること、動物と触れ合えるなど、子ども・若者等が日常とは違う体験ができるような魅力ある公園の整備を行います。</p>

学校施設等を活用した放課後子ども支援事業【202ページ】
<p>【事業概要】 学校施設を活用し、学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場といった枠組みにとらわれことなく、放課後等に全ての児童と一緒に過ごすことができる環境を整備します。</p>
<p>【取組の方向性】 学童保育クラブの待機児童が多い学校において、放課後、土曜日、三季休業中等の未利用時間帯に校内の諸室等を活用した待機児童対象の放課後居場所事業を実施します。 また、今後の放課後子ども支援事業の充実について引き続き検討を行います。</p>

令和8年度予算案概要

特色のある公園の整備【78ページ】
<p>区内にある各地域の特性を活かし、利用者のニーズに応えるため、公園が持っているポテンシャルを最大限に引き出す特色ある公園整備を進めていきます。また、整備後の公園の良好な維持管理及び運営を持続的に行っていく方法として、民間事業者の活用、公民連携を検討しつつ、広域から人が集まる魅力的な公園として、公園利用者の満足度を向上させます。</p> <p>(1)柴又公園 (2)新小岩公園 (3)葛飾あらかわ水辺公園 ほか</p> <p>【予算額】351百万円</p>

学校施設等を活用した放課後子ども支援事業【40ページ】
<p>放課後支援事業の総合的な再構築の検討を継続しながら、学校改築等にあわせた校内学童保育クラブの開設や、待機児童解消に向けた緊急対策としての放課後居場所事業「かつしかプラス」の拡大を進めることで、将来的な待機児童ゼロをめざすとともに、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごせる環境づくりを推進します。</p> <p>8年度は、「かつしかプラス」の実施を新規で1校開始するとともに、夏季一時学童保育は実施クラブを5クラブ拡大します。</p> <p>【予算額】630百万円</p>

令和8年度予算案概要

子ども・若者に関する令和8年度 新規事業

発達支援に関する事業の拡充及び拠点整備【34ページ】

子ども発達センター水元分室を旧水元幼稚園跡地に移転し、事業を拡充して発達支援の拠点として整備します。

移転後は、家族支援事業として新たにペアレント・トレーニング（ペアトレ）を実施し、講義やロールプレイを通して保護者が「子育てスキル」を習得する機会を提供します。あわせて、早期に支援につながるよう新たに初回発達検査を実施し、結果報告の迅速化を図り、ペアトレと発達検査の相乗効果が得られるように事業を整備します。ペアトレは、子ども総合センターで相談・検査を受けた方を含めた希望者も対象者とし、開催場所も工夫するなど広く受け入れられるよう検討します。

8年度は、移転先施設の改修工事に着手します。また、下半期にはペアトレや迅速化した発達検査を子ども発達センター本園等で試行します。保護者のニーズに合わせた支援方法を検討し、10年度の移転開設に向けて準備を進めます。

【予算額】139百万円

放課後及び夏季休業期間の学習センターの開放【43ページ】

放課後や夏季休業期間に学校司書を学習センター（学校図書館）に配置し、子どもたちの読書活動や探究的な学びを充実させ、主体的な学びや課題を見つけ解決する力を高めます。

【予算額】263百万円

学用品の学校備品化【49ページ】

これまで保護者負担で購入していた学用品の一部（算数セット、彫刻刀、粘土板等）を学校備品として整備することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。

【予算額】18百万円

令和 7 年度におけるヤングケアラー支援の取組状況について

1 趣旨

葛飾区子ども・若者支援地域協議会の設置要綱第 2 条の所掌事項にのっとり、令和 7 年度の本区のヤングケアラーに関する取組状況について報告するもの

2 実施状況調査について

(1) 目的

ヤングケアラー支援については、既存の支援事業や既存の支援体制を活用し実施していくこととしており、各課が日常業務を行うに当たり、いかにヤングケアラー支援の視点を持って取り組んでいるかが重要である。そのため、各課における実施状況や課題を把握することを目的に実施した。

(2) 調査対象

ヤングケアラー支援に関連する 15 部署
(福祉部や子育て支援部、教育委員会事務局など)

(3) 調査結果

別紙 2-1 のとおり

(4) 調査結果から見えた課題

ヤングケアラー支援フロー（別紙 2-2）及び関係各課の役割（別紙 2-3）について、課内での周知ができていない部署や、ヤングケアラー支援について正確な情報が共有されていない部署が見受けられた。その結果として、ヤングケアラーの把握や見守り等の役割を十分に果たせていない状況が一部で確認された。

【参考】

ア ヤングケアラー支援フロー及び関係各課の役割の周知状況

- ・周知されている : 9 部署
- ・周知されていない : 6 部署

イ 職員向け研修の参加状況

- ・参加者 17 人
- ・調査対象の 15 部署の参加状況
参加 : 9 部署
不参加 : 6 部署

(5) 今後の方向性

ア ヤングケアラー支援フロー及び関係各課の役割が十分に周知されていない部署や、役割の認識に相違が見られた部署が確認されたことから、各課において、改めて支援フロー及び関係各課の役割について、正確な情報を課内で共有する。

イ 「子どもを介護力とすることのない配慮」が一定の部署で実施されていることが確認された。この取組を今後も継続し、確実に定着させていくため、職員向け研修においては、引き続き、子どもを介護力としないための配慮のポイントや各課の役割等について周知を図っていく。

3 研修・講演会等について

(1) 職員・関係機関職員向け研修

ア 実施日：令和8年2月27日（金）

イ 参加者：区職員 35名
関係機関職員11名 合計46名

ウ 内容：ヤングケアラーの定義、現状、ヤングケアラーとお手伝いの違い、高齢者・障害者支援、教育現場等の日常業務における気付きの視点、基本的な関わり方、区の支援フロー・役割分担 など

(2) 区民向け講演会

ア 実施日：令和8年2月28日（土）

イ 参加者：区民や支援者など13名

ウ 内容：ヤングケアラーの実態、ヤングケアラーとお手伝いの違い、過度な負担が与える影響、「この子はヤングケアラーかもしれない」と気付くための視点 など

(3) ヤングケアラー支援マニュアル研修動画の貸出

ア 概要

「もしかして、この子はヤングケアラーかも？」という気付きを支援につなげるため、東京都が作成した支援者向けの「東京都ヤングケアラー支援マニュアル研修動画（DVD）」の貸出を開始したもの

イ 貸出実績

1 団体（高齢者福祉）

4 今後の予定

(1) ヤングケアラーの負担軽減に資する事業の周知

各課が実施しているヤングケアラーの負担軽減に資する事業について、区公式ホームページに掲載し広く周知する。

(2) ヤングケアラー支援に関する研修・講演会の開催

ヤングケアラー支援に関する知識等の定着を図るため、区職員及び関係機関職員が参加できる研修の開催、区民等が参加できる講演会の開催を引き続き実施する。

実施状況調査の結果

課	文庫フロー及び依頼についての周知	②ヤングケアラーに関する周知・啓発	③児童・職員・関係者向け研修(ヤングケアラーの基本・特徴、区の実態等)	④ヤングケアラーの把握	⑤一次受け、聞き取り	⑥アセスメント、支援方針の検討	⑦情報への連絡相談、依頼対応と、支援計画策定(児童相談所との連携)	⑧文庫の実施	⑨見守り	⑩ピアサポート等支援体制	子どもを「介助力」にすることのない配慮について(児童相談所との連携)	子どもを「介助力」にすることのない配慮について(児童相談所との連携)
人権推進課 課長・教育長	・周知されている。		・特に研修は行っていない。	・ヤングケアラーを直接対象にすることはないため、把握もしていない。				・ヤングケアラーを直接対象にすることがないが、DV相談・悩みごと相談・法律相談などの相談業務において、把握した場合には、状況に応じ担当課につなげていく。	・ヤングケアラーを直接対象にすることがないが、DV相談・悩みごと相談・法律相談などの相談業務において、把握した場合には、状況に応じ担当課につなげていく。		・広報紙や交換便等のチラシを必要な方に情報が届くよう意識して、ウィメンズパル(男女平等推進センター)で配布。	・相談業務の委託カウンセラー等には、相談資料の一部として手渡し、ヤングケアラーに関する話題が出た場合の対応として活用するよう依頼している。
くらしのまごこと相談課 課長・教育長	・周知されている。		・ヤングケアラーの専従部署ではないため、実施していない。	・ヤングケアラーを含めた課題のある子ども・若者の世帯から相談があった際には、連携先につないでいる。	・相談があった際には、必要な情報を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関につないでいる。	・相談内容に応じて、アセスメント、支援方針の検討を行っている。	・相談があった際には、必要な情報を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関につないでいる。 ・また、支援機関が複数に及ぶ場合は支援会議の実施を検討する。	・相談があれば適宜対応している。	・基本的に、連携先である子ども総合センターや学校で実施するものと考えている。		・支援計画は具体的な福祉サービスを提供できる連絡先が策定するものと考えているが、その計画策定に向けて、初動で得た情報を提供できるようにしている。	・情報提供を速やかに行うようにしている。
					・ヤングケアラー対象者以外の世帯員の状況が把握しづらい。	・状況が把握しづらいことから世帯員への接触も難しく、原因解消の支援しづらい。	・情報収集と情報共有の難しさを感じる。	・発見したり相談があったりした場合は担当部署につなぐ。	・関係機関と連携していく。		・家族等介護支援事業や介護サービスなど支援できる事業を案内できるようにしている。	・情報共有や連携できるような関係づくりを心がけている。
高齢者支援課 課長・教育長	・周知されていない。		・なし。	・なし。							・家族等介護支援事業や介護サービスなど支援できる事業を案内できるようにしている。	・情報共有や連携できるような関係づくりを心がけている。
	・ヤングケアラーケースがほとんどいないため。											
障害福祉課 課長・教育長	・周知されていない。		・特になし。	・家庭訪問、面接等により家庭状況を把握している。				・障害福祉サービス等の導入、相談支援事業所やサービス提供事業所との情報共有及び支援方針の検討。	・障害福祉サービス等の導入、相談支援事業所やサービス提供事業所との情報共有及び支援方針の検討。		・ヤングケアラーに特化した計画は作成していないが、ケース台帳に世帯状況や課題、支援方針を記載する場合もある。 ・可能であれば、兄弟と接触できるように心がけている。	・相談支援専門員が作成するサービス等利用計画において、兄弟を含めた世帯全体に対する支援方針を記載するように相談支援専門員に対して助言している。
	・課内での情報共有不足(情報共有の必要性に関する理解不足、係長職による内容の未確認)。課内での情報共有を徹底する。		・研修の実施予定はないが、相談支援専門員に対する助言や同行支援により問題意識を醸成していく。	・把握した情報の共有化とチェック体制の確立。				・支援者サイドのヤングケアラーに対する問題意識の醸成。	・支援者サイドのヤングケアラーに対する問題意識の醸成。			

実施状況調査の結果

課	文庫フロー及び役割についての周知	②ヤングケアラーに関する周知・啓発	③児童・職員・関係者向け研修(ヤングケアラーの概念・特徴、区の実態等)	④ヤングケアラーの把握	⑤一次受け、聞き取り	⑥アセスメント、支援方針の検討	⑦他機関への連絡調整、役割明確化、支援体制構築(文庫編成等の取組)	⑧文庫の実施	⑨見守り	⑩ピアサポート等支援体制構築	子どもを「介護力」にすることのない環境について(現状での取組)	子どもを「介護力」にすることのない環境について(関係者への取組)
障害者施設課	・周知されている。			・児童発達支援、生活介護事業所、地域活動支援センターとも相談支援で本人および家族の状況の把握に努めている。				・相談支援で共感型支援や寄り添い支援を実施している。	・相談支援で共感型支援や寄り添い支援を実施している。		・現在はヤングケアラー支援における具体的な取り組みは行っていないが、子どもを「介護力」としないようにすることを目的とした研修や講演会を職員向けに実施することを検討している。	・本課では若者に直接支援することはないが、相談等があった場合、適切な支援機関につながるような体制を整えることを検討している。
				・当施設通所者の他に兄弟姉妹がおり、本来の保護者に課題がある場合など、兄弟姉妹が認識しないままケアラーとして関わってしまうような、相談支援を行う中で、本人だけでなく、家族やサポート関係者からのヒアリングや連携を強めていく。								
介護保険課	・周知されている。		・介護認定調査員新規研修の際、ヤングケアラーについて説明し、発見した場合の当係への連絡を依頼している。	・認定審査会資料を通じて審査会事務局担当職員が発見、相談があったため、くらしのまるごと相談課へ情報提供したことがある。(令和5年度)				・介護保険の要介護認定を扱う部署であり、具体的な支援は行っていない。	・介護保険の要介護認定を扱う部署であり、継続的な見守りは行っていない。		・今後、新任・転任者向け課内研修の際、ヤングケアラーの概要と支援体制について説明し、理解を促すようにしたい。	・介護認定調査員新規研修の際、ヤングケアラーの概要について説明し、発見した場合の当係への連絡を依頼している。 ・各調査員から連絡があった場合、一次受けの役割を担う担当課へ情報提供予定。
			・今のところ調査員からの連絡はないが、今後も継続していく予定。	・調査員からだけでなく、審査会事務局担当職員へも周知を継続していく。			・対象と思われる児童が発見された場合は、一次受けの役割を担う担当課へ情報提供する以上の支援は困難。	・対象と思われる児童が発見された場合は、一次受けの役割を担う担当課へ情報提供する以上の支援は困難。				
西生活課	・周知されている。		・係会議(事務研究会)等を通じて全職員に説明していく。	・家庭訪問及び関係支援機関との情報連携。				・実態把握及び関係支援機関との情報共有。	・民生委員や主任児童委員との連携・情報共有。		・ヤングケアラーの課題を踏まえ、対象世帯には他法他施策の活用により子を介護力としない援助方針の策定を、係会議等を通じて周知していく。	・なし。
			・現状、担当世帯においてヤングケアラー世帯が明確に特定できていないため、各担当の意識づけが難しい。	・対象世帯が閉鎖的な家庭環境の場合、家庭訪問においても実態把握が困難である。			・家庭訪問においても生活実態の詳細な把握は難しく、ブラックボックス化する恐れがある。	・民生委員及び主任児童委員は高齢化が進み、積極的な見守り協力は求めづらい。				
保健予防課	・周知されていない。										・特に実施せず。	・特に実施せず。
	・ヤングケアラーに関する相談がなく、保健予防課として、ヤングケアラーについて何かを実施するという意識が希薄であるため、研修、講習会等に参加する。		・実績なし。	・相談機会がなかったため、実施せず。				・相談機会がなかったため、実施せず。	・相談機会がなかったため、実施せず。			

実施状況調査の結果

課	文庫フロア及び夜間についての周知	②ヤングケアラーに関する周知・啓発	③児童・職員・関係者研修(ヤングケアラーの尊重・理解、区の実施体制)	④ヤングケアラーの把握	⑤一次受け、聞き取り	⑥アセスメント、支援方針の検討	⑦他機関への連絡調整、依頼申請など、支援計画策定(文書化等)の実施	⑧文庫の実施	⑨見守り	⑩ピアサポート等支援活動実施	子どもを「介護力」にするこのない家庭について(保護者への啓発)	子どもを「介護力」にするこのない家庭について(関係機関への依頼)
金町保健センター	・周知されている。		・ヤングケアラーの支援をメインにした研修は実施していない。	・地区担当保健師が、支援を行う家庭に訪問したり、面接や電話相談することで気づくことが多い。 ・医療機関のMSWからの電話で把握することもある。				・①子ども家庭係へつなぎ、協力して支援を開始する。 ・②支援家庭の環境調整(訪問看護や家事援助などの福祉サービスの導入)を行っている。	・家族支援の一環として継続した支援を行っている。		・ヤングケアラーに限らず、各保健センターで各地区担当の支援者のケースの共有、支援方法の検討などを実施する会議を月1回開催している。この中で、ヤングケアラーかどうかの判断や子ども家庭係との連携、必要なサービスの提案などが行われている。	・訪問看護や相談支援事業所の職員などとも、情報共有や対応などについて連携している。子ども家庭係、生保のCWなど他部署とも連携を行っている。
(子ども・若者担当課)	・周知されている。	・ポスターを作成し、学校や図書館、関係各課に配付した。 ・支援事業者を対象として、東京都作成のヤングケアラー支援DVDの貸出を開始した。	・職員や支援者等を対象に、ヤングケアラーに関する基本的な知識や葛飾区における支援体制の理解を目的に研修を開催した。 ・区民を対象に、研修と同一内容の講演会を開催した。	・ヤングケアラーを含めた課題のある子ども・若者を発見した際には、連携できる体制づくりを進めている。	・現状、ヤングケアラーからの相談はないものの、相談があった際には、必要な情報を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関を紹介する。	・若者相談窓口において、円滑に関係機関への接続ができるようにするための、必要な支援を行う旨を仕様書に追記した。	・現状、ヤングケアラーからの相談はないものの、相談があった際には、必要な情報を丁寧に伺い、その内容に応じて適切な支援機関を紹介する。	・子ども・若者支援活動費も、若者支援活動費助成団体型や寄り添い支援を実施している。	・若者相談窓口及び子ども・若者支援活動費助成団体において、見守りを実施している。	・ピアサポート、オンラインサロンを運営する団体に対して、運営費の補助を行った。(1団体)	・子どもを「介護力」としないようにすることを目的とした研修や講演会を職員や事業者向けに実施している。(本課職員は直接若者に支援を行う若者相談事業の取組については、(関係機関への取組)欄に記載する。)	・若者相談事業において、若者の相談内容が親の介護やきょうだいの世帯など、世帯の状況に起因して生じている場合には、若者本人の意向を丁寧に聴き取った上で、家庭内で若者が過度な負担を抱えることのないように配慮しながら、適切な支援機関につながるよう受託事業者と協議し、実践できる体制を整えた。
		・支援DVDにおいて、貸出が少ないため、関係機関を通じて情報提供を行う。								・助成している1団体については、利用者が1、2名であり、ヤングケアラーへ十分に情報が届いていない可能性があることから、R7年度から、団体の活動内容を関係課に情報提供した。		
子育て応援課	・周知されてない。		・行っていない。	・窓口対応時などに、把握の可能性はある。				・ひとり親家庭に対し、母子生活支援施設の利用などの支援を行っている。	・母子生活支援施設と連携し、必要な見守りを行っており、関係各課との情報共有を行っている。		・本課職員は直接若者に支援を実施していないが、課題の整理をし、母子の意向を聞き対応している。	・聞き取った状況を次の連携先へつなげるために、丁寧な引継ぎを行っている。
	・本課窓口では、日常的にヤングケアラーを把握する可能性があり、既に関係機関と連携して対応しているため、支援フロー及び役割を十分に周知してなかった。改めてヤングケアラーの支援フローや、関係各課の役割図を職員に配布し、対応方法の情報を共有する。		・職員が取り組める支援の対応方法(フロー図など)が周知されていない。対応方法を身近に理解できるように、情報を発信する。	・職員が取り組める支援の対応方法(フロー図など)が周知されていない。対応方法を身近に理解できるように、情報を発信する。								
子育て施設支援課	・周知されてない。		・職員の研修参加については職員の任意としている。私立教育・保育施設については、子育て政策課から各園への周知依頼があれば対応している。	・ヤングケアラーを把握するための取り組みは行っていない。				・保護者がヤングケアラーの負担軽減目的で一時保育等の支援を受けることは可能。	・ヤングケアラーの相談を受けたことがなく、見守りも行ってない。		・特にない。	・特にない。
	・日々の業務の中でヤングケアラーの情報に触れる機会がなく、課全体として必要性の認識が乏しいため、私立教育・保育施設から相談があった場合に適切な部署につなぐことができるよう、課全体で最低限の知識を身につける必要がある。		・課全体に必要な知識を身につけることができるよう、課全体として研修参加に取組む。参加できなかった職員には資料を回覧するなどして知識習得に努める。	・私立教育・保育施設からの相談があつて初めてヤングケアラーの存在を把握できる。(現在までに相談なし)				・一時保育等のサービス実施の判断は保育施設で行っており、ヤングケアラーの負担軽減目的の利用者がどれだけのいるかは不明。	・私立教育・保育施設から相談を受けた場合には、施設と連携して見守り等を行えるようにする。			

実施状況調査の結果

課	文庫フロー及び依頼についての周知	②ヤングケアラーに関する周知・啓発	③児童・職員・関係者向け研修(ヤングケアラーの存在・特徴、区の実態等)	④ヤングケアラーの把握	⑤一次受け、聞き取り	⑥アセスメント、支援方針の検討	⑦依頼者への連絡調整、依頼内容を、支援計画書(文書)の作成	⑧文庫の実施	⑨聞き取り	⑩ピアサポート等関係者育成	子どもを「介護力」とすることのない家庭について(保護者への取組)	子どもを「介護力」とすることのない家庭について(関係機関への取組)
児童相談課	・周知されている。		・職員向けは、年に1回課内でヤングケアラー当事者や有識者を講師に招き研修を実施。(令和7年度からは、子ども・若者担当課が主催する研修を受講予定) ・団体向けは、地域の訪問介護事業者の勉強会に児童相談所が講師として出向き、ファミリーヤングケアラーと児童相談所に関する研修を実施した。	・通告や相談を受け保護者や子どもと面接を行う中で家庭環境の調査を実施している。				・ヤングケアラーの実態が著しくネグレクトである場合、必要に応じて児童を一時保護して児童や保護者に対して調査を行う。 ・また、早期に改善が難しい場合には、児童養護施設等へ入所措置を行う。	・定期的な面接・訪問を通じて家庭環境や児童や保護者の様子を確認する。目安は相談通告を受けてから3か月だが、中長期で係属が必要と判断した場合、継続指導や児童福祉司指導を行い、関わりを続けていく。			
								・児童相談所の関与に拒否的な家庭に対しての支援のあり方については課題を感じており、必要に応じて支援ベースの子ども総合センター等の部署に対応を依頼することもある。	・児童相談所の関与に拒否的な家庭に対しての支援のあり方については課題を感じており、必要に応じて支援ベースの子ども総合センター等の部署に対応を依頼することもある。			
子ども家庭支援課	・周知されている。		・未実施。	・通常の相談、通告の対応の中で把握している。	・通常の相談、通告の中で対応している。	・通常の相談、通告の中で対応している。	・通常の相談、通告の中で対応している。 ・支援計画については、文書化していない。	・通常の相談、通告の中で対応している。	・通常の相談、通告の中で対応している。		・子どもを介護力とすることは、ネグレクト等の虐待として捉えている。そのため、職員一人一人、ヤングケアラーの相談が入った場合は、その点を踏まえて対応に当たっている。	
総合教育センター 教育支援課	・周知されていない。		・昨年11月と今年5月に実施した区立小中学校の生活指導主任教諭を対象とした研修会でヤングケアラーを取り上げ、講義及び事例検討をとおしてヤングケアラーへの理解を深め、関係機関との連携や支援の在り方を考えられるよう、対応力の向上を図った。	・学校でヤングケアラーと思われる児童・生徒を把握した場合は、学校から直接子ども総合センターに連絡してもらっている。				・学校からスクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣申請があればSSWを派遣し、学校と連携しながら必要な福祉サービスに繋げたり、家庭訪問を実施するなどして支援している。	・学校にてヤングケアラーと思われる児童・生徒の見守りを実施している。必要に応じて関係機関と情報共有を図り連携している。		・児童・生徒が通う学校においてヤングケアラーではないかと気づき、声を掛け、見守っていることが重要であるため、昨年11月と今年5月に実施した区立小中学校の生活指導主任教諭を対象とした研修会でヤングケアラーを取り上げ、講義及び事例検討をとおしてヤングケアラーへの理解を深め、関係機関との連携や支援の在り方を考えられるよう、対応力の向上を図った。	・こども家庭庁のヤングケアラー特設サイトの相談窓口ページに、葛飾区の相談先の一つとして総合教育センターの相談窓口を掲載している。
	・一部職員にしか共有できていなかったため、全体に共有する。今回参考資料で添付されていた「支援フロー」及び「各課役割」を職場全体に共有する。		・生活指導主任教諭を対象とした研修会は年2回しかなく、定期的に取り上げたいテーマも多くあるので、どのくらいの頻度でヤングケアラーについて取り上げられるか調整等が必要になっている。									

ヤングケアラー支援フローについて

1 相談窓口

ヤングケアラーに関する相談窓口は、基本的に子ども総合センターとし、世帯の困りごとの相談の中でヤングケアラーに関する相談を受ける可能性のあるくらしのまるごと相談課、若者のヤングケアラーに関する相談を受ける可能性のある若者相談窓口についても位置付ける。

2 ヤングケアラーを発見した際の団体等の対応

(1) 庁内関係各課等

関係各課が提供している家事等の支援メニューにより、ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援し、ヤングケアラーの負担軽減を図る。また、家族等に支援を提供する際には、世帯の子ども・若者にも目を向け、ヤングケアラーとなっている可能性がある場合には、必要に応じて子ども総合センター等に連携するとともに、見守りを行う。

(2) 自治町会やボランティア団体等

子ども総合センター等に連携するとともに、必要に応じて見守りを継続する。

3 ヤングケアラーが連携された後の相談窓口の対応

(1) 子ども総合センター

対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討、支援会議の実施及び支援を行う。また、他機関連携が必要な場合は、他部署と連携して支援する。

(2) くらしのまるごと相談課

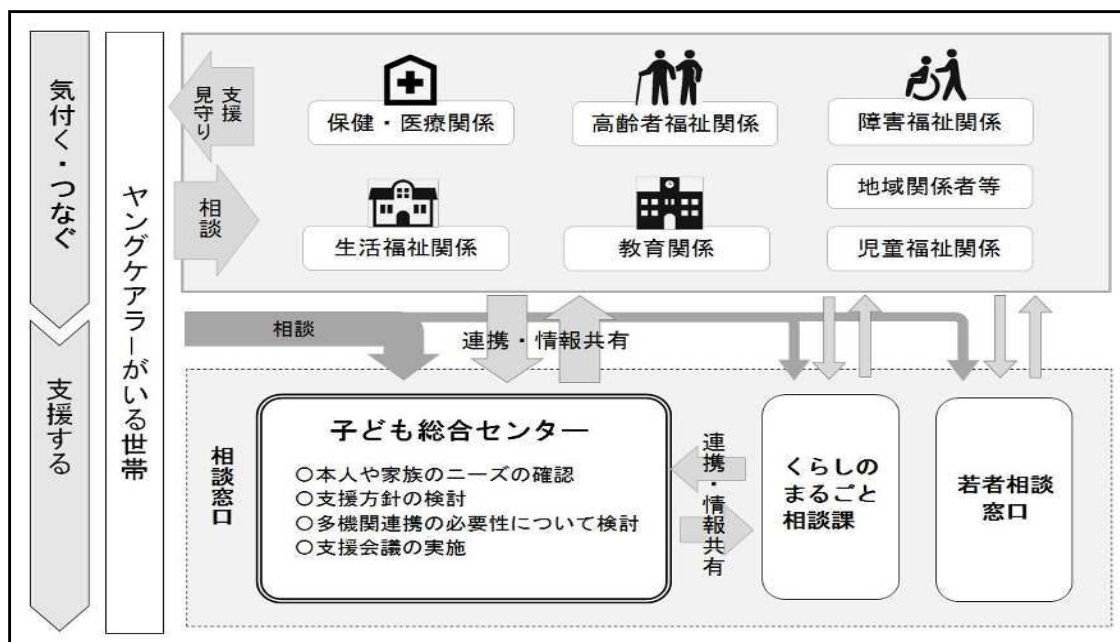
対象世帯の調査・ヒアリングの実施、支援方針の検討や支援会議を実施し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

(3) 若者相談窓口

支援方針を検討し、ヤングケアラーがいる世帯のニーズに合った支援メニューを実施している他機関へつなげる。

4 ヤングケアラー支援フローについて

下図のとおり



関係各課の役割について

1 ㊦ヤングケアラーに関する周知・啓発及び㊩区民・職員・団体向け研修

- (1) 子ども・若者担当課
 - ・区民向けヤングケアラー普及啓発ポスターの作成・配布や支援事業者を対象としたヤングケアラー支援マニュアルDVDの貸出を行う。
 - ・区民・職員・団体向けに、ヤングケアラーを発見するポイントや本区における支援フロー等に関する研修を行う。
- (2) 総合教育センター
 - ・各小中学校の教職員を対象としたヤングケアラーの研修を行う。
- (3) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課
 - ・研修テーマによって、支援事例や各課や関係機関との連携におけるポイントについて、現場の視点で紹介する。
- (4) その他関係各課
 - ・ヤングケアラーに関する知識を深めるために研修に参加する。(研修の内容等、必要に応じて関係機関に周知する。)

2 ㊧ヤングケアラーの把握

- (1) 全て
 - ・各課が要介護者等に支援を実施する際に、その世帯の子ども・若者がヤングケアラーになっていないか、普段接している子ども・若者にヤングケアラーになっている子ども・若者がいないかといった視点を持つことで、早期にヤングケアラーを発見できるようにする。

3 ㊨一次受け、聞き取り、㊪アセスメント、支援方針の検討

- (1) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課、子ども・若者担当課（若者相談）
 - ・ヤングケアラーに関する相談を受け付け、家族等のケアの状況や利用中の福祉サービス等の確認をした上で、現状を分析し、支援方針を検討する。(現状通りの対応)

4 ㊫他機関への連絡調整、役割明確化、支援計画策定（支援会議等の実施）

- (1) 子ども総合センター、くらしのまるごと相談課
 - ・支援会議等の仕組みを活用し、関係機関と情報を共有するとともに、支援計画策定し、関係機関の支援における役割を示す。(現状通りの対応)
- (2) 子ども・若者担当課（若者相談）
 - ・若者のヤングケアラーの相談を受け付けた場合、関係各課と連携する。(現状通りの対応)

5 ㊦支援の実施

- (1) 子ども総合センター
 - ・支援計画に基づき、子ども・若者や家庭に対しての支援を実施する。
- (2) 暮らしのまるごと相談課
 - ・支援計画に基づき、関係機関へつなぐまでの支援を実施する。
- (3) その他の関係各課
 - ・支援会議等で決定した役割に基づき支援を実施することで、ヤングケアラーの負担軽減を図る。
- (4) 子ども・若者担当課（助成団体）
 - ・助成団体において、ピアサポート等の共感型支援や支援団体による寄り添い支援を実施する。

6 ㊧見守り

- (1) 子ども総合センター
 - ・家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。
また、関係機関と連携し情報の共有を主体的に行う。
- (2) 暮らしのまるごと相談課
 - ・関係機関と連携し情報の共有を主体的に行う。
- (3) 総合教育センター（学校）
 - ・学校において、家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。
- (4) 子ども・若者担当課（助成団体）
 - ・助成団体において、家族状況や本人のケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。
- (5) その他関係各課
 - ・ヤングケアラーが世話をしている家族等を支援する中で、ヤングケアラーのケア負担の変化等に早期に気付けるよう見守りを実施する。

7 ㊨ヤングケアラー等に係るピアサポート等活動費助成

- (1) 子ども・若者担当課
 - ・NPO法人等が実施するピアサポート等に係る活動費を助成する。

8 関係各課の役割について

下図のとおり

	子ども総合センター	くらしのまるごと相談課	総合教育センター	子ども・若者担当課	その他
気付け・しなやかさ 支援する	㉗ ヤングケアラーに関する周知・啓発			◎	
	㉘ 区民・職員・団体向け研修 (ヤングケアラーの概念・特徴、区の支援体制)	○	○	◎	○ 関係団体
	㉙ ヤングケアラーの把握	◎	◎	◎ 学校	◎ 助成団体 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉、保健医
	㉚ 一次受け、聞き取り	◎	○		○ 若者相談
	㉛ アセスメント、支援方針の検討	◎	○		○ 若者相談
	㉜ 他機関への連絡調整、役割明確化、支援計画策定(支援会議等の実施)	◎	○		○ 若者相談
	㉝ 支援の実施	◎	○	○	○ 助成団体 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉、保健医
	㉞ 見守り	◎	○	◎ 学校	◎ 助成団体 子育て・障害福祉・教育・高齢者福祉、保健医
㉟ ビアサポート等活動費助成				◎	

◎主担当 ○副担当